

ほんとうの“こどもまんなか社会”“意見の尊重”“居場所づくり”を求めて

—今こそ学童保育施策の充実と発展を—

2023年4月1日、「こどもまんなか社会」の実現を目的としてこども家庭庁が設置されました。

こどもを取り巻く多岐にわたる課題を一元的に担当するこのこども家庭庁では「こどもの意見を尊重すること」を大切にしながら、地域社会における「こどもの居場所づくり」を進めることとなっています。

では、“こどもまんなか社会”“意見の尊重”“居場所づくり”って、どういうことなのでしょう。

“こどもまんなか社会”の主役は、こども・若者であり、こどもに関する取組・政策を社会の真ん中に据えることなのだそう。 “意見の尊重”とは意見を言いたいこども・若者から意見を聴いていくだけでなく、意見を言いつらいこどもたちや、幼いこどもたちも含めて、多様な声を聴くようにしていくそうです。

“居場所づくり”とは、全てのこどもが安全で安心して過ごせる多くの居場所を、地域のなかにつくっていくこととされています。

こうした理念や課題は、実は私たちがこれまで学童保育の中で大切にしてきたことに他なりません。

そして、私たちは学童保育の充実と発展を通じた「子どもの最善の利益」の実現を目指す中で、多くのことを確かめあってきたはず。

こどもが幸せになることを目指す社会は、大人も幸せになることと切り離してはいけないこと。

「児童福祉」であると同時に「地域子育て支援」でもある学童保育では、こどもたちの保護者が安心して働き続けることも忘れてはならないこと。

「新型コロナウイルス感染症への対応と少子高齢化への対応が重なる最前線」でこどもの生活と子育てを守り続けてきた専門職である指導員が安定的・継続的に働き続けることができるような処遇や体制づくりが学童保育の質に直結しているということ。

こどもの思いや意見は、言葉にならないことや言葉にできないことの中にもいっぱい詰まっていること。

時には言葉にならない思いや食い違ってしまったこどもたちの思いに寄り添ったり、一緒に言葉を紡いだりしてくれる「親身になってくれる大人」としての専門職の存在が必要なこと。

こどもの意見表明権は、意見を聴いてもらう権利と一体であるということ。

居場所とは、単なる物理的な空間を意味するのではなく、そこに集うものの手によって作りだされる活動や人間関係の総称であること。

「見守り」とは、一人ひとりのこどもの状況に応じた柔軟で多様な関わりの一つであり、決して「見張り」ではないこと。

そして、「ただいま」「おかえり」ではじまる、学童保育での居場所のあり様には、「誰でも」「いつでも」「何をしても」だけではなく、「いつもの仲間」「いつもの生活」「豊かな遊びや活動」もまた必要であるということ。

「放課後子ども総合プラン」や「新・放課後子ども総合プラン」で示された学童保育の「量の拡大」と「質の向上」は未だその道半ばにあります。学童保育に入所することができなかった1万5千人、申し込みを諦めた30万人余のこどもたちやその保護者にとっては、学童保育施策の充実と発展こそが、ほんとうの“こどもまんなか社会”“意見の尊重”“居場所づくり”となることでしょう。

ほんとうの“こどもまんなか社会”“意見の尊重”“居場所づくり”とは、これまでの施策やとりくみをリセットして新しいものを作り出すことだけを意味するものではありません。これまでのとりくみの中であきらかになったことや、待機児童・大規模つめこみ・質の課題を解消し、必要なこどもが安心して通える学童保育の整備、指導員の処遇改善や体制の充実などの、直面する課題や問題に真摯に向き合うこともまた、「子どもの最善の利益」の実現への道筋であるはず。

今、わたしたちはここに宣言します。

ほんとうの“こどもまんなか社会”“意見の尊重”“居場所づくり”が実現するよう、学童保育施策の充実と発展を求めて力を合わせていくことを。

2023年4月29日

第54回大阪学童保育連絡協議会定期総会

